岩見沢市中心市街地活性化基本計画（素案）に関する意見募集結果

■ 募集期間：令和８年１０月５日（月）から１０月３０日（金）まで
■ 意見提出者数２人（全９件）

■ご意見に対する市の考え方（共通事項）

基本計画（素案）１頁の「はじめに」に記載しているとおり、人口減少・少子高齢化が進行する中、限られた人口や財源のもとで、日常生活に必要な都市機能や公共サービスを持続的に維持していくことが求められています。特に、人口減少に伴い消費者や需要も減少する中、従来の商業・業務機能を中心として、その規模を拡大していくことには限界があります。

本市の中心市街地では、人口減少や店主の高齢化、コロナ禍の影響による休廃業等により、商業を中心とした従来のまちの運営体制が転換期を迎えています。本計画の目標指標である商店街振興組合連合会の会員数についても、現状の減少傾向を踏まえ、増加ではなく、その減少を抑制することを目標としています。これは、商業・業務機能の拡大ではなく、現在有する機能をできる限り維持し、中心市街地の持続可能性を高めるという考え方を示すものです。

一方で、中心市街地は、買い物や通院等を目的とした利用にとどまり、滞在や交流を促す魅力が不足しています。このため、本計画では、単なる商業振興や一時的な賑わいの創出ではなく、既存の商業、公共施設、医療・福祉、文化、子育て支援、公共交通等の都市機能を活用・連携させ、多様な世代や人々が活動・交流する「生活の場」へと再構築することを目指しています。

これは、人口減少下においても住民の生活の質や幸福度の維持・向上を図り、安全・快適に暮らし続けられる生活環境を維持するとともに、将来世代へ持続可能な都市を引き継ぐ「スマートシュリンク」の考え方に基づくものです。

そのため、商業や業務機能の量的拡大だけでなく、地域コミュニティの維持・形成、滞在や交流の促進、多様な主体が活動できる場の創出が重要です。買い物、通院、交流、地域活動等を支える利便性の確保・向上は、こうした活動を促進する基盤として位置付けています。

また、人口減少に伴い財源や利用需要の減少も見込まれるため、新たな機能やサービスを一律に拡充するのではなく、既存ストックを有効に活用し、将来的な維持管理を含めた持続可能性を確保する必要があります。そのため、行政だけでなく、市民、事業者、関係団体など多様な主体が連携し、岩見沢らしい魅力と暮らしやすさを創造していくことが重要です。本計画は、こうした持続可能なまちづくりを共に進めるための基本的な方向性を示すものです。

なお、本計画は、国が示す「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」及び標準様式に基づき、中心市街地の活性化に向けた基本的な方向性と、計画期間内に実施が見込まれる事業等を示すものです。このため、個々の事業の詳細な設計、費用や財源の内訳、役割分担や責任の所在等については、本計画に記載するものではありません。また、計画に掲げる事業については、毎年度のフォローアップにより、目標の達成状況や中心市街地の変化を確認し、必要に応じて追加・変更等を行います。

ご意見に対する市の考え方は、以上を前提にお示しいたします。

■個々のご意見に対する市の考え方

<table>
<tr><th>番号</th><th>該当箇所</th><th>ご意見等の内容</th><th>ご意見に対する市の考え方</th></tr>
<tr>
<td>1</td>
<td>p.35-38
目標指標</td>
<td>現在の目標指標では、機能低下を見逃すことに
<table>
<tr><th>現行指標・目標</th><th>問題点</th><th>修正点</th></tr>
<tr><td>全市に占める中心市街地人口の割合：5.99%
→6.30%</td><td>全市人口の減少が大きければ、中心市街地人口が減っても達成できる</td><td>人口割合に加え、居住人口・世帯数の実数を設定すべき</td></tr>
<tr><td>30 分以上滞在する来街者の割合：49.1%
→50.0%</td><td>来街者全体が減っても割合は上がる。買物や交流が増えたかも分からない</td><td>来街者数、30 分以上滞在者数、通常日の店舗利用を併記すべき</td></tr>
<tr><td>商店街組織の会員数：186 件
→174 件</td><td>衰退を抑える目標としては意味があるが、現在より減少する。会員数と街の機能も一致しない</td><td>営業店舗数、新規出店数、閉店数、事業承継数、出店後の継続率を追加しては</td></tr>
</table>
※どこまで人口が減っても、中心市街地としての機能や市民にとってどの生活機能が維持できるのかを示すべきでは</td>
<td>国が示す基本計画の認定申請マニュアルでは、計画の推進にあたり毎年フォローアップを行うこととされており、その実施にあたっては人口動態や地価動向などの基礎データも毎年把握・蓄積し、客観的・統計的なデータ等を活用して多様な評価を行うよう努めることとされております。
本計画における目標指標は、素案に掲げた 3 つの指標を基本としつつも、ご意見いただいた居住人口の実数や商店街の動向等につきましても、計画全体の進捗や中心市街地の変化を見逃さないための参考データとして、毎年のフォローアップの中で可能な限り実態把握に努めてまいります。
一方で、食料品や日用品、医療といった生活機能の持続性は、個々の事業者の経済活動や市場の動向に大きく左右されます。本市といたしましては、市場の変化に対応した民間の自立的な挑戦や取り組みを支えることで、中心市街地としての機能や市民の生活機能の維持に努めてまいります。</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>該当箇所</th><th>ご意見等の内容</th><th>ご意見に対する市の考え方</th></tr>
<tr>
<td>2</td>
<td>p.58-76
経済活力の向上</td>
<td>空き店舗対策が、新規出店支援に偏っているのでは
　空き店舗改修支援や創業支援は必要ですが、新規出店を増やすだけでは、既存店舗の閉店がそれを上回る場合に空洞化を止められません。「何件出店したか」だけでなく、「閉店を何件防ぎ、営業店舗を差し引き何件維持できたか」を評価する計画へ変えるべきでは
<table>
<tr><th>対象</th><th>必要な対策</th></tr>
<tr><td>閉店しそうな既存店舗</td><td>早期相談、事業承継、経営改善、共同仕入れ等の支援を強化</td></tr>
<tr><td>長期間貸し出されない物件</td><td>所有者との交渉、賃料・修繕負担の調整、権利関係の整理、市が率先して利用</td></tr>
<tr><td>改修負担が大きい物件</td><td>利用可能性の診断、小規模改修、段階的な活用</td></tr>
<tr><td>出店希望者</td><td>試験出店、需要調査、開業後の経営支援</td></tr>
<tr><td>商業用途での再利用が難しい物件</td><td>住宅、福祉、業務、地域サービスなどへの用途転換</td></tr>
<tr><td>長期未利用地・空きスペース</td><td>「利用方策を検討する」（51 頁）ではなく、具体的なビジョンを示すべき</td></tr>
</table>
</td>
<td>　国が示す基本計画の認定申請マニュアルでは、毎年フォローアップを行うこととされており、その実施にあたっては客観的・統計的なデータ等を活用して多様な評価を行うよう努めることとされていることから、可能な限り既存店舗の動向についても把握してまいります。
　中心市街地の店舗を維持・発展していくためには、ご意見にありますように、新規出店支援だけではなく、既存店舗を守る支援もあるかと思います。しかし、岩見沢市の中心市街地におきましては、人口減少が進行しており、域内での需要の縮小が予想されます。また、店主の高齢化やコロナ禍の影響による店舗の休廃業等により、従来の商業中心の賑わいづくりではなく、多様な人々の活動を支える拠点として、中心市街地を再構築していく必要があると考えています。
　市では、現行の「まちなか交流活性化事業補助金」においても既存店舗に対して、新事業や新サービスの展開などの支援制度を設けております。他にも、国による事業の持続化や承継に関する支援制度の活用も視野に入れ、商店街振興組合連合会や商工会議所等とも連携しながら、事業者の自立的な経営継続に向けた伴走支援に努めてまいります。同様に、空き店舗や空き地等につきましても、権利者の意向等を踏まえながら、他の用途への転換など利活用を図ることなどに努めてまいります。</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>該当箇所</th><th>ご意見等の内容</th><th>ご意見に対する市の考え方</th></tr>
<tr>
<td>3</td>
<td>p.52-53
都市福利施設</td>
<td>「生活の場」に必要な機能の最低水準は？
　計画は生活の場への転換を掲げていますが、都市福利施設の充実策はコワーキングや交流機能が中心です（52～53頁）
<table>
<tr><th>維持する機能</th><th>計画に追加すべき確認項目</th></tr>
<tr><td>食料品・日用品の購入</td><td>店舗の位置、営業日・時間、閉店時の代替手段</td></tr>
<tr><td>医療・薬局</td><td>徒歩や公共交通でのアクセス、継続可能性</td></tr>
<tr><td>高齢者の生活支援</td><td>相談、介護、買物支援、休憩場所、移動支援</td></tr>
<tr><td>子育て支援</td><td>日常的な利用需要、施設間の移動、冬季アクセス</td></tr>
<tr><td>住宅</td><td>家賃、空室、バリアフリー、除雪負担（中心市街地除雪協議会への負担）</td></tr>
<tr><td>公共交通</td><td>買物・通院に使える便数、帰宅便、乗換え条件</td></tr>
</table>
</td>
<td>　基本計画に記載する事業は、計画期間の5年間において円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものです。また、都市福利施設の整備に要する事業は、基本的にハード面での整備事業が対象となっていることから、本計画においてはコワーキングスペースや交流機能の施設を掲げております。
　市では、これまでの基本計画の期間において、であえーる岩見沢における商業・子育て・健康等の機能のほか、生涯学習センターや複合駅舎等の都市福利施設を整備してまいりました。さらに、民間の共同住宅の整備支援を通じて一定の住宅ストックも形成されております。本計画は、こうした既存のストックを活用しながら、ソフト事業の展開による交流機会や滞在時間の増加、居住ニーズの醸成を図っていくことを基本と考えております。また、公共交通などの関連分野につきましても、個別の専門計画（地域公共交通計画など）と連携しながら推進してまいります。
　市といたしましては、コンパクトなまちづくりの方向性の下、中心市街地への居住の集積を図りつつ、地域住民や各種事業者、関係機関等が連携し、それぞれの役割に応じて持続可能な地域社会の維持に努めていくことが重要であると考えております。</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>該当箇所</th><th>ご意見等の内容</th><th>ご意見に対する市の考え方</th></tr>
<tr><td>4</td><td>p.44 以降
事業一覧</td><td>事業一覧に、優先順位・財源・責任が不足している
　計画は全 46 事業（再掲 5 事業を含む）を掲載していますが、事業票では実施主体・時期・期待効果が中心です（44 頁以降）。これだけでは、何を優先して実現するのか、実行可能かを判断しにくい構成です。 優先順位を付け、重要事業には以下の内容を追記すべきでは
<table><tr><th>項目</th><th>記載する内容</th></tr><tr><td>費用・財源</td><td>整備費、年間運営費、市負担、民間負担、財源確保状況</td></tr><tr><td>責任</td><td>統括責任者、現場の実行担当者、施設運営者</td></tr><tr><td>期限</td><td>調査、合意形成、着工、利用開始の期限</td></tr><tr><td>成果</td><td>利用件数、営業継続、空き物件の再利用など</td></tr><tr><td>見直し条件</td><td>成果が出ない場合の縮小、変更、中止の基準</td></tr></table></td><td>　事業の実行性を担保することの重要性については十分に認識しております。
　本計画および事業票のフォーマットにつきましては、国が定める中心市街地活性化基本計画の認定申請マニュアルや標準様式に基づいて作成しております。
　その上で、計画に掲げた事業等の着実な実施を通じて中心市街地の活性化を実現するため、フォローアップ（自己評価）を行いながら実行性を担保してまいります。
　なお、フォローアップには、計画期間中に原則毎年度実施する「定期フォローアップ」と、計画期間終了後に実施する「最終フォローアップ」があります。「定期フォローアップ」では、自己評価の結果を踏まえ、必要に応じて事業等の追加や変更といった認定基本計画の見直しを行い、「最終フォローアップ」では中心市街地活性化の取り組みに関する総合的な評価をすることがその役割となっております。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>P87-94
都市機能の集積の促進の考え方</td><td>　岩見沢の中心市街地は都市機能の集積が弱すぎます。駅前通り・１条通り・４条通りなど主要な通りでは住居や事務所の 1 階にテナントスペースを設ける事を義務化する、小規模なクリニックや調剤薬局をメディカルビル形式で集約するなど、都市機能の集積度を高める施策に対して税制優遇や補助金の交付を強めた方がいいと思います。</td><td>　中心市街地は、立地適正化計画において、本市及び空知管内の中核都市としての役割を担う「都市拠点」に位置付けており、JR 岩見沢駅やバスターミナルをはじめ、公共・公益、医療・福祉、商業機能等の維持・充実を図る区域としています。
　このことから、ご意見の趣旨は、中心市街地における都市機能の維持・集積や、滞在・交流を促す環境づくりを目指す市の方向性と共通するものと考えています。
　一方、本計画には、計画期間内に実施が見込まれる事業等を位置付けています。土地利用の規制・誘導、税制上の優遇措置や補助制度については、人口や需要の動向に加え、施策の必要性・実効性、財政負担、関係者との合意形成及び関係法令等との整合を踏まえ、慎重に検討する必要があります。
　いただいたご意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。</td></tr>
</table>

番号	該当箇所	ご意見等の内容	ご意見に対する市の考え方
6	P49、P53 １・１地区暮らし・にぎわい再生事業	１条西１丁目に複合施設を整備するとの事ですが、立地が悪いので計画地を駅前通り沿い、もしくは岩見沢駅に面する１条通り沿いの西５～６丁目に見直した方がいいと思います。 また１階部分にはテナントスペースを設け、商工会議所およびコワーキングスペースの関係者ではない通行人の利便性にも配慮してほしいです。 入居テナントの見込みを立てづらいのであれば、駅前通り沿いに立地し建物の古くなっている民間施設※などを巻き込むのも方法の一つだと思います。 ※ご意見には民間事業者の名称が記載されていたため、表現を修正しています。	ご意見のあった複合施設の整備については、岩見沢商工会議所が主体となり、同会議所が所有する土地において実施する事業です。そのため、市が事業地や施設の具体的な計画を決定するものではありません。 本計画では、当該事業を中心市街地における交流拠点の形成に向けた取組の一つとして位置付け、施設整備等を支援することを基本的な方向性としています。 ご意見いただいた立地や１階部分の活用、周辺事業者との連携については、事業主体である岩見沢商工会議所にお伝えするとともに、今後の事業推進における参考とさせていただきます。
7	P50、P56 中心商店街除排雪事業	中心市街地の歩道は冬になるとロードヒーティングの稼働が中途半端な場所が目立ちます。 稼働費用は受益者負担として沿道の建物の所有者が出していると伺った事がありますが、駅前通り・1 条通り・4 条通りなどは通勤通学の通行人など建物に直接関与しない受益者が多い通りなので、特例として稼働費用を道路管理者もしくは市で全額を負担した方がいいと思います。 また冬に限ってはロードヒーティングによる歩きやすさで通行人の行動をある程度誘導できるため、新規店舗の出店増加など商環境の改善にも多少は寄与すると思います。	本計画 50 頁に記載する「中心商店街除排雪事業」では、冬期間の交通確保と商店街の活性化を目的に、岩見沢商工会議所を代表とする岩見沢中心商店街除雪協議会を通じて、地域、北海道及び市が連携し、除雪・運搬排雪を軸とした中心市街地の除排雪に重点的に取り組んでいます。 この事業は、通勤・通学などで中心市街地を通行する方々の安全で円滑な移動を確保するとともに、中心市街地に立地する店舗・施設の事業者、居住者、土地・建物所有者等が来訪者を迎え、事業活動や日常生活を維持するための重要な役割を担っています。 一方、ロードヒーティングについては、沿道の事業者や土地・建物所有者等が、それぞれの事業活動や施設管理の一環として設置し、維持管理するものと認識しています。そのため、稼働費用については、沿道の事業者、居住者、土地・建物所有者等の関係者が、それぞれの役割を担いながら連携して対応することが重要であり、現時点で市が負担することは考えておりません。

番号	該当箇所	ご意見等の内容	ご意見に対する市の考え方
8	P51、P55、P57 未利用公共用地の利活用検討 道営住宅整備事業	未利用地の活用について、岩見沢小学校跡地や(過去に市役所の移転先候補となった)駅北の空地など面積の広い土地は、JR 北海道の不動産部門やアルファコートや大和ハウスなど大規模な再開発を得意とする企業を指名してほしいです。 多額の資金を投じて区画整理が行われた北口駅前の土地は、競争入札で大半を地元の中小企業が落札した結果、戸建て分譲地や月極駐車場にされてしまいコンビニの 1 軒すら建たない、駅前という立地に相応しくない地区になってしまいました。 そうした失敗を繰り返さないためにも面積の広い土地の売却先は慎重に選定してください。	駅北の空地については、本計画 55 頁に記載する「道営住宅整備事業」として、北海道により整備が進められています。 また、未利用公共用地の活用にあたっては、サウンディング型市場調査の方法により、民間事業者による利活用の可能性を把握するなど、土地の立地や規模、周辺の土地利用、事業の実現可能性などを総合的に勘案し、地域の特性を踏まえた活用方法を検討していきます。
9	P78-79 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	公共交通の維持・利用促進について、中央バスは滝川市内・北広島市内・江別市内と生活路線からの大規模な撤退が続いており状況的に岩見沢市内からの撤退も非常に濃厚なので、先手を打つためにも高速バスを含む市内の全てのバス路線を対象に、共同運行者として JR バスを誘致してほしいです。 JR バスは中央バスよりも乗務員の待遇が良い事に加え、鉄道会社傘下なので乗り継ぎなどの連携が期待できるほか、長沼線や日勝線などのサービス水準を見ると地方路線の運営手腕も中央バスより優れているため、補助金や税制面で優遇を図ってでも誘致する価値の高いバス会社です。 このまま中央バスに市内交通を任せていては、収益の見込める高速バスだけを事実上持ち逃げされる最悪な形での撤退が予想されます。 そうなると後継事業者の誘致にも一層の困難をきたし、中心市街地だけではない全市レベルの問題に発展しかねません。	公共交通によるアクセスや回遊性は、中心市街地の活性化を支える重要な要素です。 ご指摘にあるバス事業者の撤退については、自治体によって事情が異なることから、そのまま岩見沢市に当てはまるものでははありませんが、当市の交通網に必要な数十台の車両やそのための乗務員を用意できる事業者の代替を見つけることは容易ではなく、乗務員不足という全国的な課題を踏まえますと、他の大規模事業者の参入を見込むことは難しいと捉えております。 そのため、まずは、必要な支援を通じて、既存の事業者に、これまでどおり運行を担ってもらい、それでも、維持が難しい路線については、事態に即した代替交通を検討するなど、交通空白を生じさせないよう取り組んでまいります。